

災害応急措置の協力に関する協定書

協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、浦安市内に発生した風水害、地震、その他による災害（以下「災害」という。）時について、浦安市（以下「甲」という。）が浦安市緑化推進協力会（以下「乙」という。）に協力を求める手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 市内に災害が発生し、又は発生する恐れのある際の防災対策を実施するにあたり、甲は乙に対し防災のための応急復旧活動について、協力の要請をすることができる。

2. 前項により要請を受けた乙は、必要な人員、機材等を出動させ、市の行う防災措置に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の要請手続きは、原則として都市整備部長が担当する。

2. 要請にあたっては、災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について連絡するものとする。

(防災活動)

第4条 甲の要請により災害応急対策作業現場に出動した乙の会員は、甲職員の指揮者の指示に従い、防災活動に従事するものとする。

2. 現場に甲職員が派遣されていない場合は、乙の会員自らの判断にて要請事項に従い防災活動を実施する。

この場合において乙の会員は、防災活動の終了後、活動状況の概要を都市整備部長を通して甲に報告するものとする。

(公務災害補償)

第5条 甲の要請により応急復旧活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、千葉県市町村消防団等公務災害補償条例（昭和52年条例第1号）の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

(連絡)

第6条 乙は、応急復旧活動に出勤できる人員、機材等の状況について毎年4月末日までに甲に通知するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めていない事項、又は協定について疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲・乙のいずれからも何ら意思表示の無いときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

平成10年5月1日

（甲）千葉県浦安市猫実1丁目1番1号

浦安市

浦安市長 熊川好生

（乙）浦安市弁天1丁目22番20号

浦安市緑化推進協力会

会長 海老澤光男